

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮)の
策定について

依存症対策に関する国の動向

時期	国の動向
2014.6.1	「アルコール健康障害対策基本法」施行
2016.5.31	「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議 (第14条に県計画の策定が努力義務規定)⇒2018.3県計画策定
2016.12.14	「再犯防止推進法」施行 (第17条に薬物依存症者の保健医療サービスについて明記 (第8条に県計画の策定が努力義務規定)⇒2019.3県計画策定
2016.12	IR推進法付帯決議 ⇒ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議設置
2018.10.5	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 (第13条に県計画の策定が努力義務規定)
2019.4.19	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定
2019.9.24	内閣府主催ギャンブル等依存症対策都道府県説明会 (基本法及び国基本計画の概要等について)

ギャンブル等依存症対策基本法

●ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年10月施行)

1 目的

ギャンブル等依存症は、

- ①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
- ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

➡もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症……ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ①ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

*ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ①ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - ②都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- *②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- ①教育の振興等
- ②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③医療提供体制の整備
- ④相談支援等
- ⑤社会復帰の支援
- ⑥民間団体の活動に対する支援
- ⑦連携協力体制の整備
- ⑧人材の確保等
- ⑨調査研究の推進等
- ⑩実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)

- ※ 検討：①本部については、施行後5年を目途として総合的に検討
②①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(国)

●ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月策定)

第1章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

- 1 ギャンブル等依存症対策の現状
- 2 ギャンブル等依存症対策の基本理念等
- 3 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項
- 4 ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

第2章 取り組むべき具体的施策

関係事業者の取組

- 1-1 競馬における取組
- 1-2 競輪・オートレースにおける取組
- 1-3 モーターボート競走における取組
- 1-4 ぱちんこにおける取組

- 2 相談・治療・回復支援
- 3 予防教育・普及啓発
- 4 依存症対策の基盤整備
- 5 調査研究
- 6 実態調査
- 7 多重債務問題等への取組

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】

位置づけ

○ギャンブル等依存症対策基本法(第13条)による努力義務

- ・ 都道府県はその実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならない。
- ・ PDCAサイクルにより、少なくとも3年ごとに検討し、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

地方公共団体に関連する主な施策

※アルコール・薬物等に対する依存症対策と併せて行うこと

○相談支援・治療支援・民間団体支援

○予防教育・普及啓発

○依存症対策の基盤整備

関係事業者(公営競技・ぱちんこ)が行うこととされている主な取り組み

事前に関係事業者へ
ヒアリングを実施

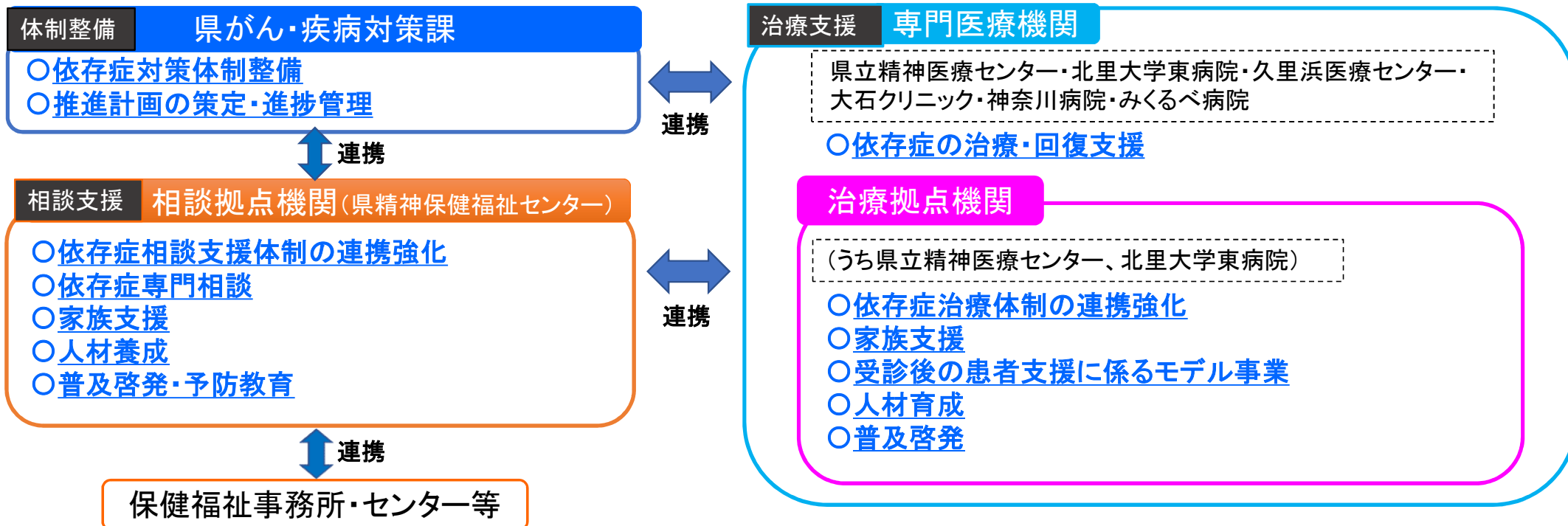
- ・ 広告宣伝に関する指針の作成・公表、普及啓発活動の実施
- ・ 本人・家族申告によるアクセス制限に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究の実施
- ・ インターネット投票の購入限度額システムを前倒しして導入
- ・ 施設内、営業所内のATMの撤去等
- ・ ギャンブル等依存症対策実施規程の整備
- ・ 自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援

出典:内閣府主催都道府県説明会9/24資料を改変

神奈川県における依存症対策の現状と課題

アルコール・薬物・ギャンブル等依存の対策を総合的に実施

【現状】



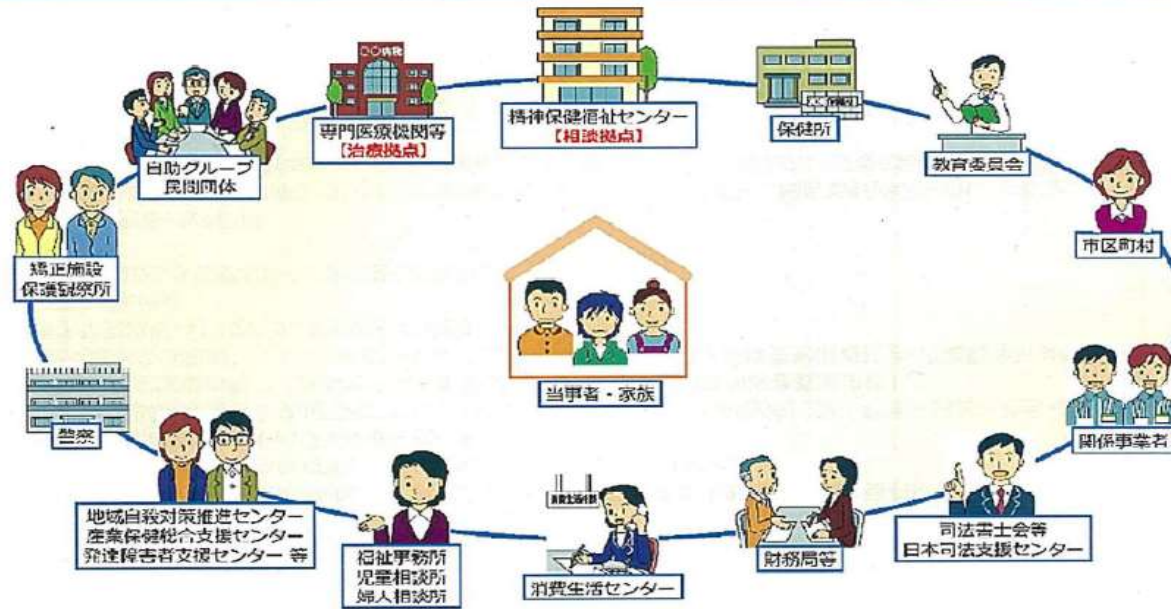
【課題】

- 【体制整備】**
 - ・ **県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定** (会議体の設置を含む)
 - ・ アルコール、薬物、ギャンブル等依存症対策の連携
- 【相談支援】**
 - ・ 依存症相談支援体制の連携強化にかかる検討 (政令市、保健所設置市を含む)
 - ・ 県精神保健福祉センターにおける集団プログラムの実施にかかる検討
- 【治療支援】**
 - ・ 依存症治療体制の連携強化にかかる検討 (専門医療機関の役割検討含む)
 - ・ **相談拠点機関と治療拠点機関の役割整理と連携のあり方検討**

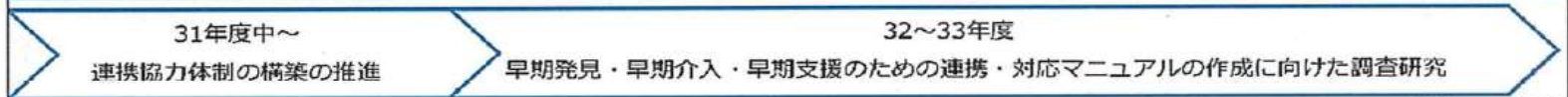
ギャンブル等依存症対策における包括的連携

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発



(消費者庁イラスト集より)

神奈川県における依存症対策関連の会議体

【施策検討】

県ギャンブル等依存症対策推進協議会

【所 掌】・県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)の策定・進捗管理
・依存症の本人及び家族等への包括的な支援の充実に向けた検討

【構成員】治療機関、医師会、弁護士会、司法書士会、保護観察所、相談支援機関、県立学校長会、県警、民間支援団体、関係事業者、学識経験者、市町村、当事者等

庁内会議



連携



連携

県アルコール健康障害対策推進協議会

【所 掌】・県アルコール健康障害対策推進計画の進捗管理
・アルコール健康障害に関する地域での支援体制の充実に向けた方策の検討

【構成員】治療機関、医師会、弁護士会、相談支援機関、県立学校長会議、県警、民間支援団体、関係事業者、学識経験者、市町村、当事者等

庁内会議

県再犯防止推進会議

【所 掌】・県再犯防止推進会議の進捗管理
・再犯防止に関する地域での支援体制の充実に向けた方策の検討

【構成員】弁護士会、保護観察所、刑務所、少年院、検察庁、更生支援団体等

【支援の連携強化】

依存症相談連携会議

【所掌】・依存症相談に関する地域での課題の共有や支援体制の連携強化に向けた検討

【構成員】精神保健福祉センター、保健福祉事務所等(政令市を含む)



連携

依存症治療機関等連携会議

【所 掌】・依存症の治療に関する地域での課題の共有や治療体制の連携強化に向けた検討

【構成員】治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会の構成機関

【治療支援】

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター

学校法人北里研究所北里大学東病院

一般社団法人神奈川県精神神経科診療所協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県医師会

【相談支援・社会復帰支援】

神奈川県弁護士会

神奈川県司法書士会

神奈川県消費者団体連絡会

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

保健福祉事務所等所長会

横浜市健康福祉局障害福祉部

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

相模原市健康福祉局福祉部

神奈川県都市衛生行政協議会

神奈川県町村保健衛生連絡協議会

横浜保護観察所

【予防教育】

県立学校長会議

【ギャンブル等依存症問題関連機関】

神奈川県警察本部安全総務課

【民間支援団体】

特定非営利活動法人ヌジュミ

かわさきギャンブラーズアディクションポート

特定非営利活動法人 RDP横浜

【関連事業者】

神奈川県川崎競馬組合

神奈川県自転車競技連盟

神奈川県遊技場協同組合

【学識経験者】

学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校

【当事者・家族】

NFCRノンファミリーカウンセリングルーム

ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議の構成所属

局名	課名
総務局	財政課
くらし安全防災局	消費生活課
福祉子どもみらい局	人権男女共同参画課 子ども家庭課 青少年課 地域福祉課 障害福祉課 生活援護課
健康医療局	医療課 健康増進課 がん・疾病対策課 薬務課 精神保健福祉センター
産業労働局	雇用労政課
教育局	保健体育課 学校支援課 生涯学習課
神奈川県警察	生活安全総務課

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)策定スケジュール

時期	県の動き
令和元年度	
1月16日	第1回庁内会議・協議会
2～3月	ギャンブル等依存症実態調査
令和2年度	
4月	第2回庁内会議・協議会
6月	県議会常任委員会報告(計画骨子案)
11月	第3回庁内会議・協議会 県議会常任委員会報告(計画素案)
12月	パブリックコメント、関係団体意見照会実施
1月	第4回庁内会議・協議会
2月	県議会常任委員会報告(計画案)
3月	計画策定
令和3年度	
4月	計画期間開始(～令和5年度)